

平成31年2月15日

「防災時における乳児用液体ミルク活用の普及促進を求める」要望書

乳児用液体ミルクの普及を考える会 代表呼びかけ人 野田聖子
自由民主党 女性局 局長 三原じゅん子

乳児用液体ミルクに関しては、国内での厚生労働省所管の食品衛生法の法令において成分規格等が設定されておらず、消費者庁所管の表示許可基準も設定されていなかったため、国内で母乳代替品としての製造・販売ができない状態が続いていた。

平成28年4月の熊本地震において、日本フィンランド友好議員連盟（現会長：森まさこ参議院議員）が中心となり、緊急的にフィンランド製液体ミルク約5000パックを保育施設で配布した。さらに、平成28年5月に「乳児用液体ミルクの普及を考える会」（呼びかけ人代表：野田聖子衆議院議員）を発足し、国内での製造販売に向けて、議員活動を継続してきた。

平成30年8月8日、「乳及び乳製品の成分規格等に関する厚生労働省令」に規格基準が、「特別用途食品における乳児用液体ミルクの許可基準（消費者庁告示）」が設定されたことで、乳児用液体ミルクの国内製造・流通に一定の道筋がついたといえる。また、民間では、日本栄養士会による「赤ちゃん防災プロジェクト」が立ち上がり、自治体レベルでは東京都文京区が日本栄養士会と連携し「文京区プロテクトベイビーコンソーシアム」として先駆的な取組を行っている。

しかしながら、防災時における取扱いなどについては、引き続き周知が必要であり、また、その利用促進等のためには、なお課題があると考えられる。このため、さらなる防災時における液体ミルク活用の普及促進を行うべく、自民党女性局は、下記について政府に対して早急な対応を求めるものである。

記

- 一、自治体等に対して、防災時における乳児用液体ミルクの活用等について、普及啓発等を進めること。
- 一、国、都道府県、基礎自治体それぞれのレベルで作成する防災を目的としたガイドライン等において、防災時における乳児用液体ミルクの利活用について掲載するとともに、その普及啓発を進めること。
- 一、災害発生時における迅速かつ的確な配布等を行うため、国内で製造・販売される乳児用液体ミルクの備蓄・流通体制の整備を進めること。

以上